

令和3年4月26日

区立小・中学校、保田しおさい学校、幼稚園 保護者様

葛飾区教育委員会

「緊急事態宣言」に伴う葛飾区立学校の対応について

日頃より、本区の教育行政にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

学校・園の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、区のガイドラインに基づきながら、徹底した感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障との両立に取り組んでいるところです。保護者の皆様には、毎日の検温を始め、日々の健康観察にご協力いただいてまいりました。

先日、国は対象都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を発表し、東京都においても緊急事態措置を実施することとなりました。また、東京都教育委員会は、更に感染症対策を徹底することとしております。

区としましても、今般の感染状況を踏まえ、下記のとおり、学校・園における感染症対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。通知の趣旨をご理解いただき、今後ともご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 学校教育活動

(1) 基本的な感染症予防策を徹底する

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔は1mを目安に確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 放課後、全ての活動終了後、速やかに帰宅する。

(2) 学習活動

○以下のような学習活動は、可能な限り感染症対策を徹底する。なお、対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

（例）

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

（3）部活動

- 緊急事態宣言が解除される日まで、原則、全ての部活動は中止する。ただし、公式試合など大会等への出場を控えている場合に限り、更に感染症対策を徹底したうえで、部活動を行うことができる。
- 詳細については、部活動ごとに学校から連絡がある。

（4）学校行事

- 緊急事態宣言が解除される日まで、校外における学校行事は中止する。校内における学校行事については、各学校において感染症対策を徹底した実施方法を検討し、実施の可否を決定する。

（5）昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

3 家庭における感染症対策のお願い（家庭に持ち込まない行動のお願い）

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等は無理せず休養）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、連休中も自粛する。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 その他

- 本通知は、学校ホームページ及び区のホームページにも掲載する。